

保存期間：10年
(令和14年末)
令和4年12月12日
長官説明資料
資産評価企画官
資産課税課
審理室
課税総括課

関東信越国税局からの財産評価基本通達6項に基づく上申予定事案の処理について

1 財産評価基本通達6項に基づく上申の概要

関東信越国税局課税第一部資料調査第二課で調査中の事案(贈与税)において、贈与財産である■■■会社(■■社)の出資持分(以下「本件出資持分」という。)の価額について、財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)に定める評価方法により評価することは著しく不相当であるため、評価通達6項《この通達の定めにより難しい場合の評価》により国税庁長官の指示を受けて評価することとしたい旨の上申が予定されている。

2 事案の概要

別添1及び別添2のとおり

3 評価通達6項の適用に係る判断枠組み

評価通達6項に係る令和4年4月19日の最高裁判決(以下「最高裁判決」という。)では、課税庁が評価通達に従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するものとして違法とされている

もっとも、最高裁判決では、「相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、当該財産の価額を上記通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない。」としている。

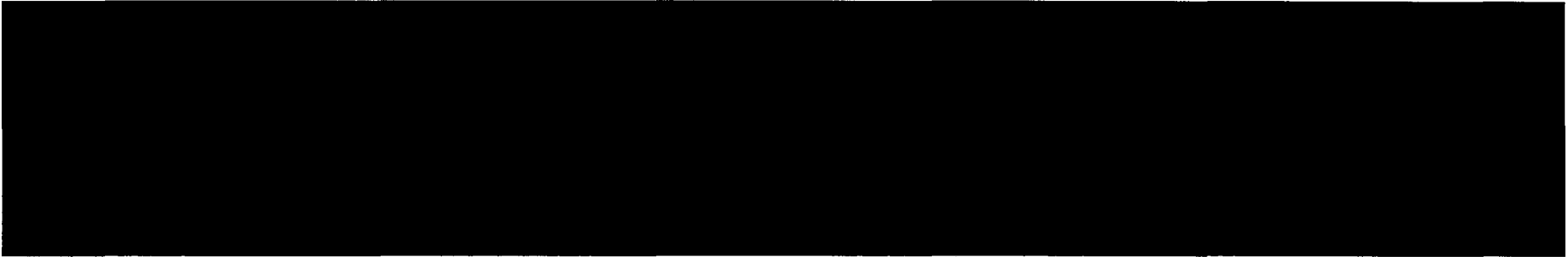
最高裁判決を受け、評価通達6項の「評価通達の定めによって評価することが著しく不相当」であるかどうかは、次のイからハを総合的に勘案して判断することとする旨、本年7月1日に事務運営指針の改正を行ったところである。

イ 評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか。

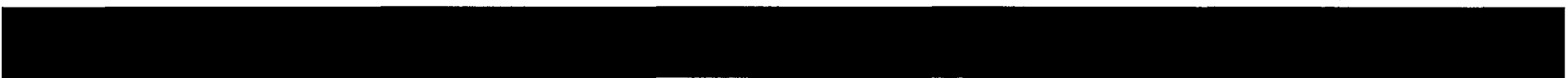
- ロ 評価通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在するか。
- ハ 課税価格に算入される財産の価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか。この場合において、評価通達の定めによって画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるときには、当該合理的な理由があると認められる。

4 検討

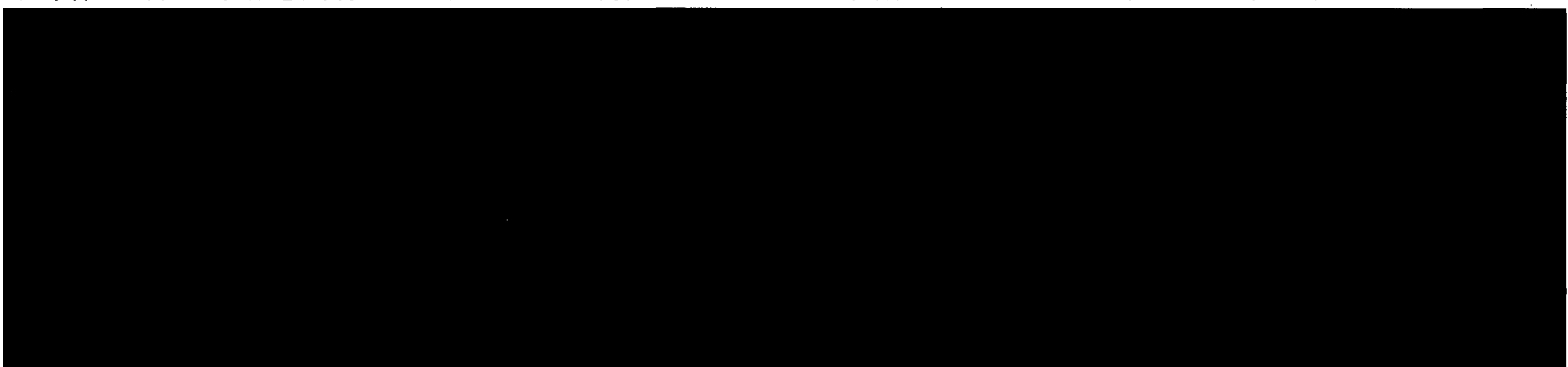
(1) 評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか



(2) 評価通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在するか

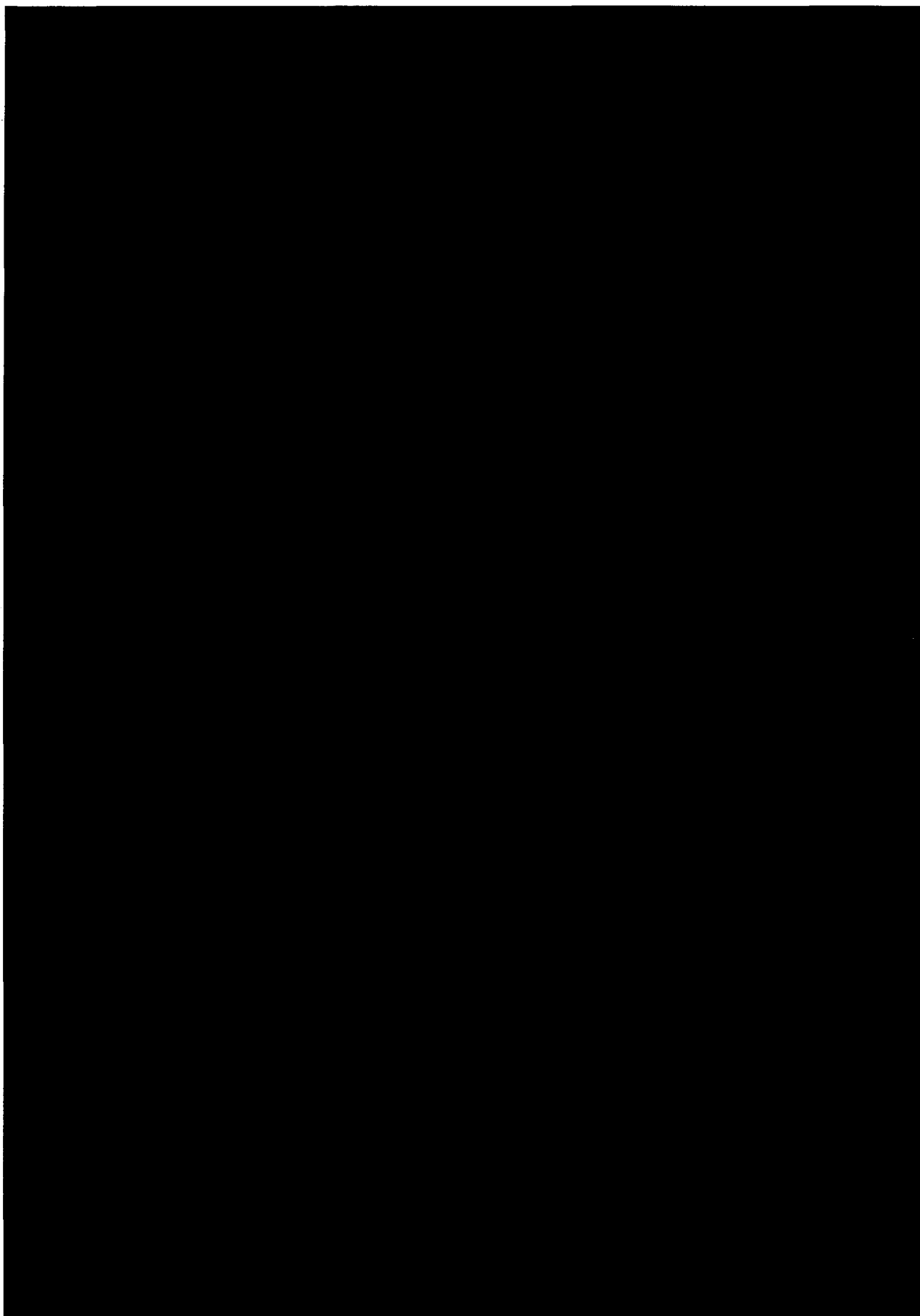


(3) 本件出資持分の価額を、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか

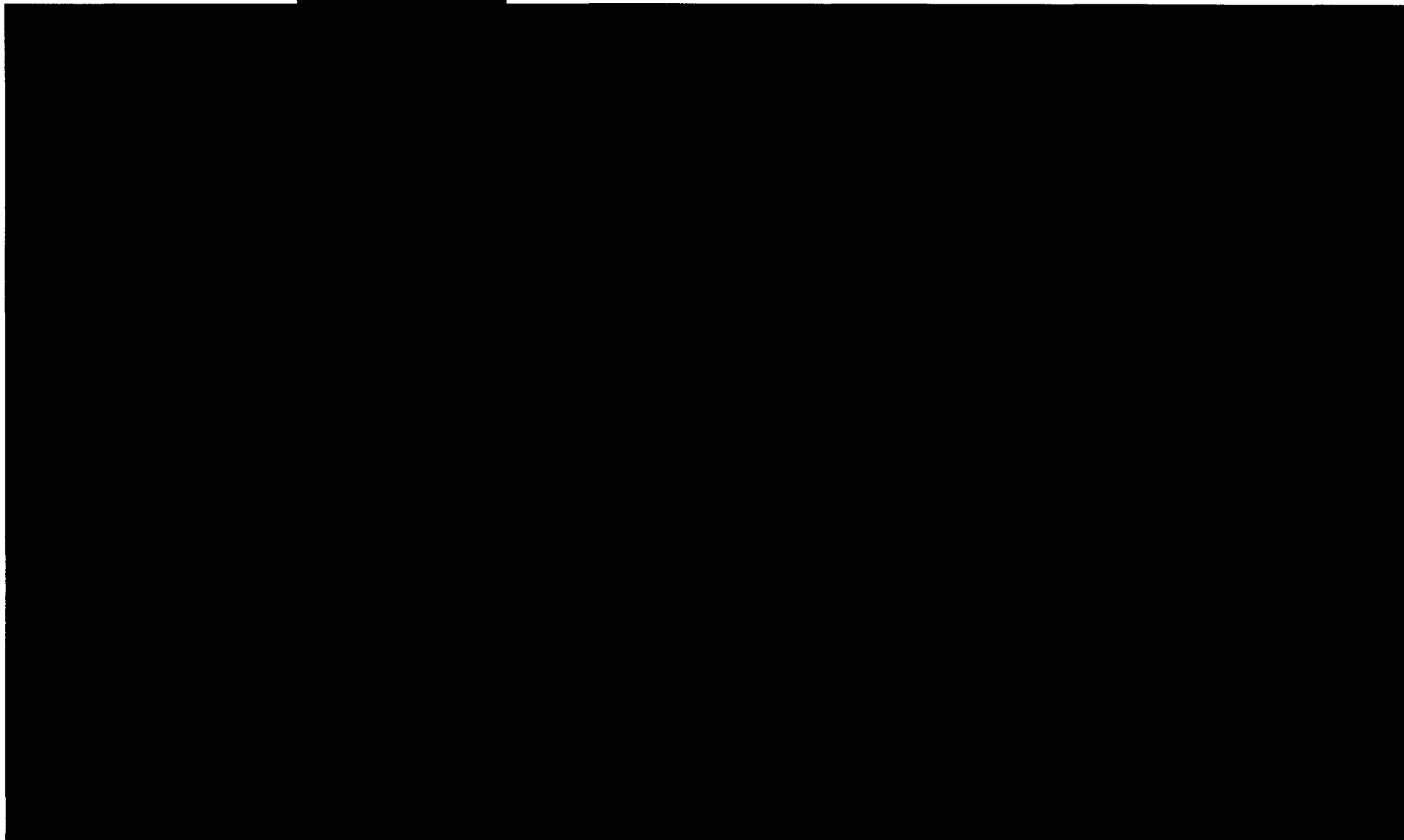


【 別添1 】

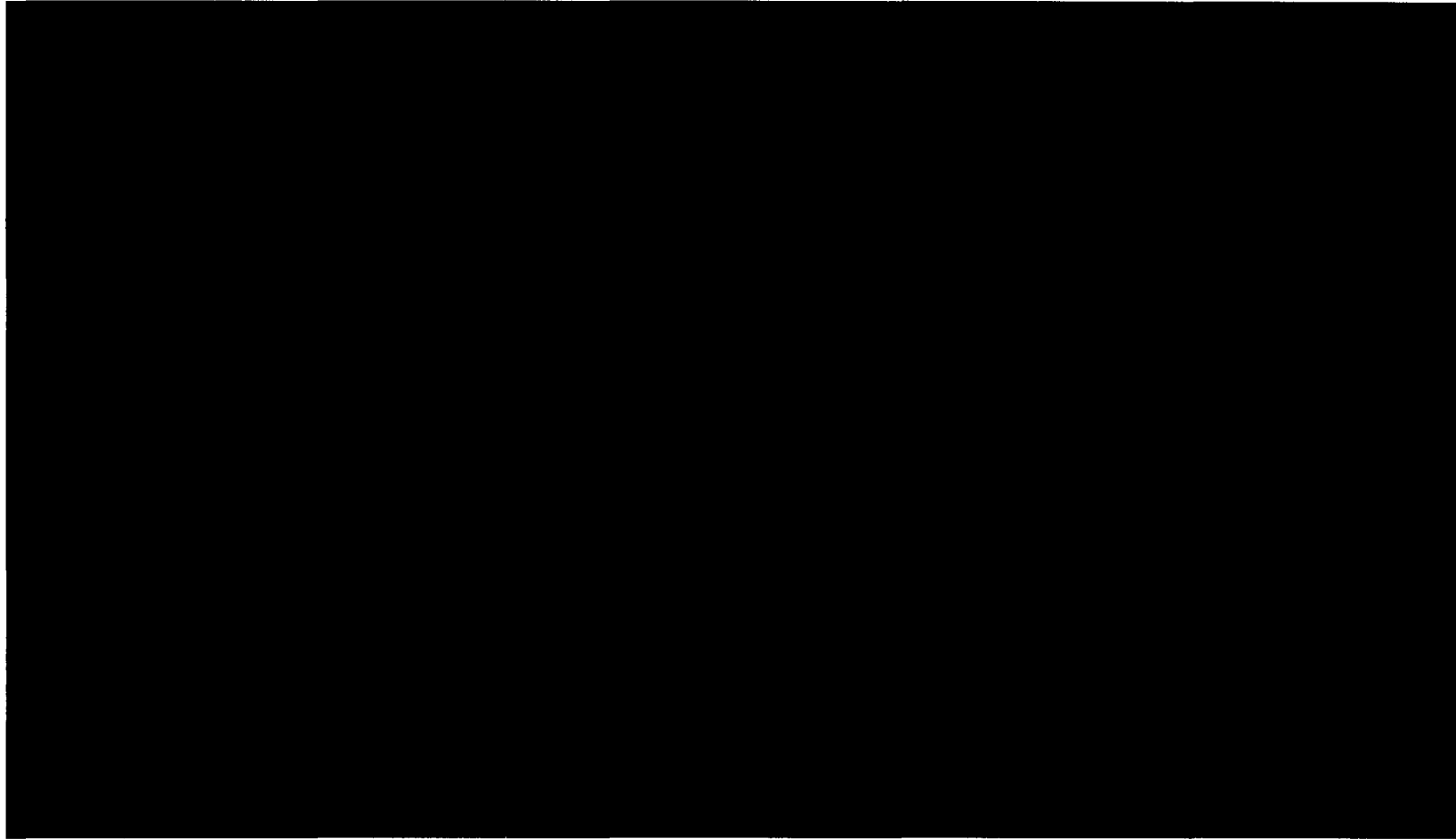
親 族 関 係 図



【 別添2 】 事案の概要



【別添 3】



【 別添4 】 事案の概要

